

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 11 月 24 日 (金) 第 468 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (3件) (水産振興課取扱い) 1
- 特定養殖業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (4件) (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の廃止 (道路維持課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 7
- 落札者等の公告 (2件) (県立大島病院取扱い) 8
(県立北薩病院取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第854号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 5 年 11 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
小林 奏	医療法人徳洲会喜界徳洲会病院	大島郡喜界町湾字前金久315	内科	令和5年11月10日
吉峯 志織	国分生協病院	霧島市国分中央三丁目38番14号	内科	令和5年11月10日
生駒 真一郎	生駒外科医院	指宿市湊二丁目23番20号	外科	令和5年11月10日
野中 将	さくら通りクリニック	出水市平和町228	脳神経外科	令和5年11月10日
林 麻裕	医療法人徳洲会与論徳洲会病院	大島郡与論町大字茶花403-1	小児科	令和5年11月10日

鹿児島県告示第855号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出

があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 11 月 24 日から同年 12 月 8 日まで江口漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 発起人の住所及び氏名
日置市東市来町湯田741番地 久木留秀行
日置市東市来町伊作田603番地 1 小松俊春
日置市伊集院町郡一丁目53番地 3 神野繁樹
- 2 加入区
江口加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
江口漁業協同組合

鹿 児 島 県 告 示 第 856 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 11 月 24 日から同年 12 月 8 日まで鹿児島市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市甲突町26番 5 号天保山ハイツ1104号 重信雅彦
鹿児島市真砂町17番 9 号本房アパート101号 迫和男
鹿児島市南林寺町21番13号 風呂久人
- 2 加入区
鹿児島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島市漁業協同組合

鹿 児 島 県 告 示 第 857 号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 5 年 11 月 24 日から同年 12 月 8 日まで十島村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島郡十島村諏訪之瀬島103番地 伊東典親
鹿児島郡十島村大字口之島 1 番地25 中村勝幸
鹿児島郡十島村大字宝島53番地 前田功一
- 2 加入区
十島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
十島村漁業協同組合

鹿 児 島 県 告 示 第 858 号

出水郡長島町獅子島2535番地 2 湯元刷及び出水郡長島町獅子島2555番地 獅子崎盛からな

された次の一定の区域に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第125条の6第1項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年11月24日

鹿児島県知事 塩田康一

一定の区域

- 1 名称 長島町湯ノ口加入区
- 2 区域 東町漁業協同組合の地区のうち獅子島湯ノ口の区域

鹿児島県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年11月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市名瀬大字浦上字緑 1094番1地先から1095番1 地先まで	前	11.3～25.6	27.1
			後	9.5～15.5	27.1

鹿児島県告示第860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年11月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	竜郷奄美空港 線	奄美市笠利町大字万屋字下 山田1571番4地先内	前	20.7～20.9	6.6
			後	20.8～37.6	6.6

鹿児島県告示第861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年11月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	久志上津貫線	南さつま市坊津町久志字瀬 戸5802番1地先から5777番 1地先まで	前	10.8～18.2	85.9
			後	10.9～34.2	96.2

鹿児島県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年11月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字蛸原崎11番1地先から同市寄田町字小比良885番27地先まで	前	7.4~54.4	3,426.0
			前	7.7~78.3	3,161.4
			後	7.4~54.4	3,426.0
			後	8.8~83.1	3,161.4

鹿児島県告示第863号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を廃止する。

なお、供用の廃止の区間を表示した図面は、令和5年11月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字諏訪後53番20地先から同市久見崎町字小平1761番10地先まで	令和5年 11月26日 15時

鹿児島県告示第864号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和5年11月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内串木野線	薩摩川内市久見崎町字諏訪後53番20地先から同市久見崎町字小平1761番10地先まで	令和5年 11月26日 15時

鹿児島地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年11月24日

鹿児島地域振興局長 森哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
Sonseed	いちき串木野市長崎町88番地	一般社団法人Preseed	いちき串木野市昭通通183番地2	岩下 尚功	令和 5 年 8 月 17 日	児童発達支援・放課後等サービス

大島支庁告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 11 月 24 日

大島支庁長 新川康枝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害福祉サービス事業所あしびな	大島郡天城町大字岡前1606-2	一般社団法人あしびな	大島郡天城町大字天城2648番地3	古川 恵美	令和 5 年 8 月 1 日	生活介護・就労継続支援B型
就労継続支援A型オレンジ	奄美市名瀬浜里町50番地1前島ビル1F	一般社団法人奄美ブラウン	奄美市名瀬朝仁町30番地23	武原純一郎	令和 5 年 8 月 1 日	就労継続支援A型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 5 年 11 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)

薩摩川内市久見崎町字前田45番1, 45番2の一部, 46番1の一部, 46番2, 47番1, 47番2, 48番1, 48番2, 51番1, 51番2, 54番1, 54番2, 55番1の一部, 55番2の一部, 55番4, 55番5, 56番1の一部, 56番2の一部, 56番3の一部, 57番1の一部, 57番2の一部, 58番2の一部, 59番1の一部, 59番2, 59番3, 60番1の一部, 60番2の一部, 61番2の一部, 62番1の一部, 62番2, 66番1, 66番2, 544番1, 544番2, 544番3, 545番1, 545番2の一部, 546番1の一部, 546番2, 547番1の一部, 547番2, 548番1, 548番2, 549番1, 549番2, 550番1, 550番2, 551番1, 551番2, 552番1, 552番2, 553番1, 553番2, 554番1, 554番2, 555番1, 555番2, 556番1, 556番2, 557番1, 557番2, 557番3, 558番1, 558番2, 559番1, 559番2, 560番1, 560番2, 561番1, 561番2, 562番1, 562番2, 563番2, 564番1, 564番2, 565番1, 565番2, 566番1, 566番2, 567番1, 567番2, 568番1, 568番2, 569番1, 570番2, 571番1, 578番1, 578番2, 579番1, 581番1, 581番4, 582番1, 582番2, 583番2, 584番1, 584番2, 585番1, 585番2, 586番1の一部, 586番2, 587番2, 588番1, 588番2, 589番1, 590番1の一部, 590番2の一部, 591番2の一部, 592番1, 592番2, 593番1, 593番2, 593番4, 594番1, 594番2, 594番3, 595番1, 595番2, 596番1, 596番2, 597番1, 597番2, 598番, 599

番, 600番1, 601番1, 602番, 603番, 604番1, 605番, 606番, 607番1, 608番1, 609番1, 610番1, 611番, 612番, 613番, 614番, 615番, 616番, 617番の一部, 618番1の一部, 619番の一部, 620番1の一部, 621番1の一部, 622番1, 623番1, 624番の一部, 625番の一部, 626番の一部, 627番の一部, 628番, 629番の一部, 631番の一部, 632番1の一部, 636番1の一部, 637番の一部, 638番1, 639番1, 640番, 641番, 642番, 643番, 644番, 645番1, 646番1, 647番1, 648番1, 649番, 650番1, 651番1, 652番1, 653番1, 654番1, 655番1, 657番, 659番1, 660番1, 661番1, 662番, 664番1, 665番, 667番, 669番, 670番, 671番, 672番1, 672番2, 673番, 674番, 675番1, 675番2, 676番, 677番, 678番, 679番1, 680番1, 681番, 682番, 683番1, 684番1の一部, 685番1の一部, 688番1の一部, 689番1の一部, 690番1の一部, 691番1の一部, 693番1の一部, 694番1の一部, 695番1の一部, 696番1の一部, 708番の一部, 709番の一部, 710番, 711番, 712番, 713番, 714番, 715番, 716番, 718番, 719番, 720番, 721番, 722番, 723番, 724番の一部, 725番の一部, 747番1の一部, 748番の一部, 749番の一部, 750番, 751番, 752番1, 753番1の一部, 753番2の一部, 754番1の一部, 45番1地先水路, 45番2地先里道の一部, 45番2地先水路の一部, 60番2地先里道の一部, 60番2地先水路の一部, 62番2地先水路の一部, 545番2地先里道の一部, 551番1地先水路, 558番2地先里道, 558番2地先水路, 561番1地先水路, 562番2地先水路, 568番1地先里道の一部, 568番1地先水路の一部, 571番1地先里道, 571番1地先水路, 578番2地先里道, 578番2地先水路, 583番2地先里道の一部, 584番2地先里道の一部, 584番2地先水路の一部, 586番2地先里道の一部, 586番2地先水路の一部, 600番1地先水路, 607番1地先里道, 607番1地先水路, 610番1地先水路の一部, 625番地先水路の一部, 638番1地先里道, 638番1地先水路, 639番1地先水路, 653番1地先里道, 653番1地先水路, 664番1地先里道の一部, 664番1地先水路の一部, 665番地先水路, 672番1地先里道, 672番1地先水路, 679番1地先水路の一部, 714番地先里道の一部, 714番地先水路の一部, 715番地先水路の一部, 719番地先水路の一部, 752番1地先里道の一部及び752番1地先水路の一部並びに宇宇都1226番2の一部, 1226番3の一部, 1227番の一部, 1230番, 1231番の一部, 1232番の一部, 1235番1の一部, 1235番2の一部, 1236番1の一部, 1237番の一部, 1238番1, 1238番2, 1238番3, 1238番4, 1239番, 1240番1の一部, 1253番1の一部, 1253番2の一部, 1254番の一部, 1255番の一部, 1257番2の一部, 1257番3の一部, 1235番1地先里道の一部, 1253番1地先水路の一部及び1254番地先里道の一部

2 公共施設の種類, 位置及び区域

道路 薩摩川内市久見崎町字前田46番1の一部, 46番2の一部, 47番1の一部, 47番2の一部, 57番2の一部, 60番2の一部, 551番1の一部, 551番2の一部, 552番1の一部, 553番2の一部, 554番1の一部, 562番1の一部, 562番2の一部, 563番2の一部, 564番1の一部, 566番1の一部, 581番4の一部, 584番2の一部, 585番1の一部, 586番2の一部, 588番2の一部, 590番1の一部, 591番2の一部, 592番1の一部, 592番2の一部, 593番1の一部, 593番2の一部, 593番4の一部, 595番1の一部, 595番2の一部, 596番1の一部, 598番の一部, 599番の一部, 600番1の一部, 610番1の一部, 611番の一部, 613番の一部, 615番の一部, 618番1の一部, 620番1の一部, 621番1の一部, 622番1の一部, 623番1, 624番の一部, 625番の一部, 626番の一部, 627番の一部, 644番の一部, 645番1, 646番1, 647番1, 648番1の一部, 649番の一部, 654番1の一部, 655番1の一部, 657番の一部, 659番1の一部, 660番1の一部, 673番の一部, 674番の一部, 675番1の一部, 675番2の一部, 684番1の一部, 685番1の一部, 688番1の一部, 689番1の一部, 690番1の一部, 691番1の一部, 693番1の一部, 694番1の一部, 695番1の一部, 696番1の一部, 708番の一部, 709番の一部, 718番の一部, 724番の一部, 725番の一部, 747番1の一部, 748番の一部, 749番の一部, 750番の一部, 751番の一部, 45番1地先水路の一部, 45番2地先里道の一部, 45番2地先水路の一部, 60番2地先里道の一部, 60番2地先水路の一部, 545番2地先里道の一部, 551番1地先水路の一部, 562番2地先水路の一部, 568番1地先里道の一部, 568番1地先水路の一部, 578番2地先里道の一部, 578番2地先水路の一部, 583番2地先里道の一部, 584番2地先里道の一部, 584番2地先水

路の一部、586番2地先里道の一部、586番2地先水路の一部、600番1地先水路の一部、607番1地先里道の一部、607番1地先水路の一部、610番1地先水路の一部、625番地先水路の一部、638番1地先里道の一部、638番1地先水路の一部、639番1地先水路の一部、653番1地先里道の一部、653番1地先水路の一部、664番1地先里道の一部、664番1地先水路の一部、679番1地先水路の一部、714番地先里道の一部、714番地先水路の一部、715番地先水路の一部及び719番地先水路の一部並びに字宇都1226番2の一部、1230番の一部、1235番1の一部、1235番2の一部、1236番1の一部、1237番の一部、1240番1の一部及び1235番1地先里道の一部

公園 薩摩川内市久見崎町字前田613番の一部、614番の一部、617番の一部、621番1の一部、625番の一部、626番の一部、747番1の一部、748番の一部、750番の一部、751番の一部、752番1、753番1の一部、753番2の一部、754番1の一部、610番1地先水路の一部、625番地先水路の一部、715番地先水路の一部、752番1地先里道の一部及び752番1地先水路の一部並びに字宇都1227番の一部

水路 薩摩川内市久見崎町字前田584番2の一部、585番1の一部、669番の一部、678番の一部、679番1の一部、680番1の一部、681番の一部、684番1の一部、709番の一部、710番の一部、711番の一部、712番の一部、45番2地先里道の一部、45番2地先水路の一部、583番2地先里道の一部、584番2地先里道の一部、584番2地先水路の一部及び679番1地先水路の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市土地開発公社
理事長 永田一廣

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和6年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和5年11月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする物品等の種類

物品の購入（電気）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特

定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和 5 年 12 月 15 日から同月 22 日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
ア 資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
イ 電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者でない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和 6 年 9 月 30 日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 11 月 24 日

県立大島病院長 石神純也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
手術用外視鏡システム 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 5 年 10 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社名瀬メディカル
奄美市名瀬朝仁新町 9-25
- 5 落札金額
35,640,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 5 年 9 月 19 日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 11 月 24 日

県立北薩病院長 田中修也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- ガンマカメラ 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立北薩病院総務課
伊佐市大口宮人502番地4
 - 3 落札者を決定した日
令和5年10月13日
 - 4 落札者の氏名及び住所
シーメンスヘルスケア株式会社南九州営業所
鹿児島市樋之口町3-28
 - 5 落札金額
68,640,000円
 - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年9月1日